



平成 9 年 9 月 1 1 日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所新燃料の輸送について

当社、東海第二発電所（沸騰水型軽水炉：定格出力 1 1 0 万キロワット）は、昨日ならびに本日、下記のとおり新燃料を受け入れました。

記

1. 受入れ年月日

平成 9 年 9 月 1 0 日（水）	1 9 時 1 0 分	東海第二発電所へ到着
平成 9 年 9 月 1 1 日（木）	1 3 時 1 5 分	同上

2. 輸送数量等

9 月 1 0 日

新燃料集合体 4 8 体

輸送容器 2 4 個

9 月 1 1 日

新燃料集合体 3 6 体

輸送容器 1 8 個

3. 輸送物の種類

A 型核分裂性輸送物

4. 輸送方法

陸上輸送

以上

<参考資料> 輸送における安全性について

<別 添> 『A 型核分裂性輸送物の安全基準』

<参 考>

『輸送における安全性について』

1. 輸送物の種類

A型核分裂性輸送物

2. 輸送容器の概要

(1) 9月10日輸送分

形状：箱形

寸法：長さ約5m, 幅約1m, 高さ約1m

重量：約1.3トン（輸送容器だけで約0.7トン）

材質：鋼製

(2) 9月11日輸送分

形状：箱形

寸法：長さ約5m, 幅約1m, 高さ約1m

重量：約1.7トン（輸送容器だけで約1.1トン）

材質：鋼製

3. 輸送物の安全確認

本輸送物については、別添に示す国の安全基準を満たすことを国の指定認定機関である（財）原子力安全技術センターにより確認されたものです。

4. 輸送上の安全対策

輸送にあたっては、車両等への積付け・標識等、輸送上の十分な安全対策を実施しています。

なお、万一緊急の事態が生じた場合にも、最寄りの消防・警察および経済産業省等に連絡するとともに、適切な措置をとることとしており、十分な安全対策を講じることとしております。

<別 添>

『A型核分裂性輸送物の安全基準』

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第59条の2に基づき、国が定めている、『A型核分裂性輸送物』に係わる技術上の基準の主なものは、以下のとおりである。

(1) 線量当量率

表面で 2. 0ミリシーベルト／時以下

表面から1m離れた位置で、 0. 1ミリシーベルト／時以下

(2) 表面汚染密度

α 線を放出する放射性物質の場合、 0. 4ベクレル／cm²以下

α 線を放出しない放射性物質の場合、 4. 0ベクレル／cm²以下

また、A型核分裂性輸送物の試験条件には、

(1) 一般の試験条件

水の吹きつけ試験、自由落下試験、圧縮試験、貫通試験

(2) 特別の試験条件

9m落下試験、棒上の1m落下試験、耐火試験、浸漬試験

があり、これらの厳しい諸条件下においても、容器の健全性を維持し、臨界の防止を確保するよう、法令の基準値を満足することとなっている。

以上